

会社法における組織再編¹ ～企業結合²の問題を中心に～



経営戦略研究科教授(会計専門職専攻) 岡本 智英子

1. はじめに

企業再編法制について、平成17年改正前商法下では、明治32年新商法において「合併」が規定され、昭和13年改正商法において「事業譲渡等³」、平成11年改正商法において「株式交換・株式移転」、平成12年改正商法において「会社分割」が新設された。

平成17年に立法された会社法では、「合併」「会社分割」「株式交換・株式移転」における対価の柔軟化、簡易組織再編行為と認められる範囲の拡大、略式組織再編行為の新設、株式買取請求権制度の改正、新株予約権買取請求権制度の導入が行われ、企業再編の手段として、「事業譲渡等」「合併」「会社分割」「株式交換・株式移転」が整備された。

株式取得や「事業譲渡等」「合併」「会社分割」「株式交換・株式移転」により、複数の企業が結合したり、企業グループを形成することになり、法律上様々な問題が生じる。いわゆる「企業結合」の問題である。会社法の立法過程においても、「企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任の在り方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。」という付帯決議が衆議院・参議院両法務委員会においてなされている⁴。

組織再編行為の計算についても会社法と会社計算規則に規定されており、会社計算規定においては、平成15年10月31日に企業会計審議会が公表した「企業結合に係る会計基準」において分類されている「取得」「持分の結合」「共同支配企業の形成」「共通支配下の取引」に沿って規定されている。どのような場合にどのような会計処理を適用すべきか、および計算規定をどのように適用すべきかについては「企業結合に係る会計基準」、企業会計基準委員会が公表した「事業分離等に関する会計基準」及びこれらの2つの会計基準に適用する際の指針に委ねられている(会社法431条、会社計算規則3条)⁵が、国際財務報告基準の導入の問題により、「企業結合に関する会計基準」が揺れている。

本稿では、企業結合の場面における会社法上の問題と、会社法と「企業結合に関する会計基準」の問題を紹介する。

2. 会社法上の問題

企業の結合関係は非常に複雑であり、どのような場合に結合企業と定義するのか、あるいはどのような場合を企業グループと定義するのかという問題を始めとして、どのような場合にどのような内容の規整を設けるのが妥当かは簡単な問題ではない⁶。結合関係に入った企業

は、意思決定や財務面で影響を受ける⁷。

親子関係にある会社⁸については、親会社は支配株主として子会社取締役の選任に力を持ち、これをテコに子会社の行動を支配することができ、また、株式発行会社の経営成績は株式価値に反映し、その株式を保有する企業の財務に響くが、親会社の持株比率は高いから、子会社の損益の大きな部分が親会社に帰属するので、支配と計算の二面でつながることになる⁹。親会社等から子会社等に対する規制は会社法においても特別の規定を設けているが、子会社等から親会社等に対する規制は実現していない¹⁰。親会社が不公正な条件で子会社と取引をして私的便益を引き出す場合に、子会社ないし子会社の少数株主に対する親会社の責任を認めるため、解釈論も立法論も唱えられてきたが¹¹、親会社の責任を認める法理はまだ整っていないのである。親会社等の責任を認める法理を構築すべきであるとする見解が多い中、親子会社間の利益衝突への対処をさまざまな市場の規律等のメカニズムに基本的に委ね、親子会社間の取引や親会社による競業・会社機会の奪取の問題について会社法特別の規制を置かない現行法のシステムを基本的に維持し、法的ルールとしては開示を中心としたシステムを構築すべきという見解もある¹²。

会社法では、取締役（執行役）・会社間の利害対立については様々な弊害防止の制度を設けているが、支配会社に代表される支配株主と会社との利害対立には、まだ十分な関心を払っていないのである¹³。支配株主は、総会の議決権を通じて取締役・監査役を自己の支配下に置けるので、支配株主の会社への加害に対する監視を誰がどのような方法で行うかは、より困難な問題である¹⁴。

3. 会社法と「企業結合に関する会計基準」の問題

2008年6月30日に公表された企業会計基準第26号「企業結合に関する会計基準(案)」における、「理論的枠組みとして「取得」と「持分の結合」という異なる経済的事態を有する企業結合があるという立場を維持しつつ、会計基準のコンバージェンスを推進する観点から持分プーリング法を廃止することとした。」という説明（68項）に対して、「会計基準のコンバージェンスを行うことによって、国際的な企業間比較が可能になるというメリットがあり、理論的には説明がつかなくとも、広く受け入れられている会計処理方法を会計基準は指示すべきであるという考え方にも一理あるが、そのような発想に立つのであれば、国際財務報告基準の適用を日本企業にも認めればよいのであって、日本の会計基準を理論的には説明できない内容のものとするようなコンバージェンスを行う必要はないのではないかとと思われる¹⁵。」

「一般に公正妥当と認められるか否かは当該会計基準が指示する会計処理方法によって報告企業の財政状態及び経営成績を適正に表示されることになるかという観点から実質的に判断されるという考え方が依然として有力であると思われること、企業会計基準委員会は法令上認知された会計基準設定主体ではなく、また、民主主義的統制に服していないことなどに照らすと、企業会計基準委員会の開発した会計基準の権威の源泉はその基準自体が有する説得

力、その基準が指示する会計処理方法により作成された財務情報の有用性に求められなければならないのではないかと思われる¹⁶。」という指摘がある。

旧基準を廃止して、新基準が唯一の公正なる会計慣行に当たるためには、判例¹⁷では、①公正性の要件、②慣行性の要件、③慣行性の要件を兼ねた唯一性の要件が必要とされている。①は営業上の財産及び損益の状況を明らかにするという目的に照らし、社会通念上合理的なものであること、②はその基準時点とされる時点以後、ある業種の商人の実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であると認められること、なお、旧基準の改正という手続で新基準が策定されるような場合には、そうした手続は適正であることを要することはいうまでもない、③は抵触する従前の慣行に従った会計処理を廃止し、暫定的限時的にも例外的な取扱いを許容しないことが一義的に明確であること、なお、基準として整備されるべき内容が明確であること、基準の変更に従い関係者に対する不意打ちとなる場合には必要な手当がなされること、また、上記の点について関係者に対する周知徹底が図られていることが欠けているような場合には、一義的に明確ではないと解されるとする。②にあるように、改正の手続が適正であることが当然求められているのである。

上記判例と同じ事案の刑事事件の最高裁判決¹⁸においては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、旧基準を排除して厳格に新基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえず、過渡的な状況にあったといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた旧基準の考え方によって資産査定を行うことをもって、これが新基準の示す方向性から逸脱するものであったとしても、直ちに違法であったということはできないとした。この法廷意見に対して、「このような決算処理は、当時において、それが、直ちに違法とはいえず、また、バブル期以降の様々な問題が集約して現れたものであったとしても、企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする証券取引法における企業会計の開示制度の観点から見れば、大きな問題があったものであることは明らかと思われる。」という補足意見が出されているが、刑事事件の最高裁判決ではあるが、上記民事事件の①の要件は考慮していないのである。

「企業結合に関する会計基準」等は、会社法431条を介することによって、法規範性をもつことになり、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当しない会計処理が行われた場合には、法令違反に基づく取締役、監査役、会計監査人の責任の問題となる。「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するか否かは大問題なのである。会計処理の適法性が問われた時、その当時における「唯一の公正妥当と認められる企業会計慣行」は何かという問題について、判例も揺れているのである。

4. おわりに

親会社等の責任は平成17年改正前商法下においても解釈論・立法論が展開されてきたが、

現行法の会社法においても解決されていない。会社法は主に単一の企業を対象にしてきたが、企業結合の包括的な規制は将来の立法課題である¹⁹。今後の立法に注目しなければならない。

今後、国際財務報告基準を採用することになった場合、わが国の「企業会計の慣行」の内容の実質的な決定権は、わが国の公的機関でもなければ、わが国の民間団体である企業会計基準委員会でもない、海外の任意団体である国際会計基準審議会が策定するということになり、手続の適正性が問われることになる²⁰。「一般に現在の国際財務報告基準の採用に関連する議論は、連結財務諸表についてのものであるが、仮に、選択適用であれ、単体の開示についても何らかの形で、わが国の株式会社に対して国際財務報告基準の適用が容認されるのであれば、分配可能額の算定のあり方が問題となる²¹。「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何かについての判例の動向とともに、国際財務報告基準の採用の動向も注目しなければならない。

- ¹ 組織再編、組織再編行為という語は会社法上にはない。講学上の用語である。①組織変更、合併、会社分割、株式交換・株式移転を指す場合、②合併、会社分割、株式交換・株式移転を指す場合、③合併、会社分割、株式交換・株式移転、事業譲渡等を指す場合がある。本稿では、組織再編行為を③とする。
- ² 企業結合という語も講学上の用語である。主として会社が資本参加や契約等により他の会社と結合する場合を指す（高橋英治「利益相反と企業結合法」法律時報80巻11号（2008年）44頁）。
- ³ 事業の全部の譲渡（会社法467条1項1号）、事業の重要な一部の譲渡（2号）、他の会社の事業の全部の譲受け（3号）、事業の全部の賃貸・事業の全部の経営の委任・他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約（4号）。
- ⁴ 中央経済社編集部「新会社法制定の経緯と課題」『新「会社法」詳解』（中央経済社、2005年）15頁。
- ⁵ 相澤哲＝郡谷大輔＝和久友子「会計帳簿」別冊商事法務300号（2006年）65頁。「企業結合に係る会計基準」は、平成20年12月26日に企業会計基準委員会によって「企業結合に関する会計基準」に改正されている。
- ⁶ 神田秀樹『会社法（第10版）』（弘文堂、2008年）340頁。
- ⁷ 龍田節『会社法大要』（有斐閣、2007年）488頁。
- ⁸ 子会社・親会社の定義は会社法2条3号・4号にある。
- ⁹ 龍田・前掲注7・491頁。
- ¹⁰ 中東正文「企業買収・組織再編と親会社・関係会社の法的責任」法律時報79巻5号（2007年）34頁。
- ¹¹ 伊藤靖史「子会社の少数株主の保護」商事法務1841号（2008年）1841号。
- ¹² 伊藤・前掲注11・29頁。
- ¹³ 江頭憲治郎『株式会社法（第2版）』（有斐閣、2008年）50頁。
- ¹⁴ 江頭・前掲注13・409頁。
- ¹⁵ 弥永真生「会社法からみた企業結合に関する会計基準（案）の問題点」企業会計60巻12号（2008年）84頁。平成20年12月26日に公表された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」では、70項である。
- ¹⁶ 弥永・前掲注15・85頁。
- ¹⁷ 東京高判平成18年11月29日（判例タイムズ1275号245頁）。旧長期信用銀行の民事事件である。上告されたが、最高裁は刑事事件と同一日の平成20年7月18日に上告棄却の決定をしている（岸田雅雄「旧長銀事件最高裁判決の検討」商事法務1845号（2008年）27頁）。
- ¹⁸ 最判平成20年7月18日（金融・商事判例1306号（2009年）37頁）。
- ¹⁹ 龍田・前掲注7・同頁。
- ²⁰ 商事法務編集部「2008年商事法務ハイライト」商事法務1853号（2008年）24頁。
- ²¹ 江原健志「会社法・商行為法の今後の展望」商事法務1854号（2009年）30頁。